

平成 21 年 3 月 23 日

各 位

本 社 所 在 地	大阪府中央区農人橋一丁目 1 番 22 号 大江ビル 10 階
会 社 名	ミネルヴァ・ホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 中島 成浩 (コード番号：3090 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先	取締役管理本部長 高橋 要
電 話 番 号	06-6910-0031(代表)
U R L	http://www.minerva-hd.com/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年3月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年4月28日開催予定の第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行定款第2条(目的)について、下記の観点より全体的な見直しを行うものであります。

- ①当社グループの今後の事業展開における事業形態の多様化に対応するため、持株会社である当社が所有することが可能となる事業体の範囲を拡大するものであります。
- ②当社グループの事業の現状を踏まえるとともに、今後の事業内容の多様化に迅速に対応するため、事業目的の新設・削除を行うものであります。
- ③現行定款第2条(目的)の全体的な整合性を図りつつ、同種のまたは重複する事業目的の整理・統合を行うとともに、あわせて表現方法および記載順序の見直しを行うものであります。

(2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。

(3) その他、一部字句および表現の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成21年4月28日（火）

定款変更の効力発生予定日 平成21年4月28日（火）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>1. インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務</p> <p>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売</p> <p><u>3. 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売</u></p> <p><u>4. レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス</u></p> <p><u>5. イベントの企画、運営</u></p> <p><u>6. ソフトウェアの開発、販売</u></p> <p><u>7. コンピューターおよび周辺機器の販売</u></p> <p><u>8. 健康食品、食料品、健康機器の販売</u></p> <p><u>9. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</u></p> <p><u>10. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</u></p> <p><u>11. 損害保険代理業</u></p> <p><u>12. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p><u>13. 前記 1 から 12 に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品、<u>衣料、食料品、健康機器、玩具、化粧品、旅行用品、自動車用品、日用品雑貨等の販売、製造、加工および輸出入業</u></p> <p><u>3. 情報処理・情報提供サービス業</u></p> <p><u>4. イベントの企画、運営</u></p> <p><u>5. コンピュータ、その周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、制作、販売、運用、賃貸ならびに輸出入業</u></p> <p><u>6. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</u></p> <p><u>7. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</u></p> <p><u>8. 損害保険代理業およびその仲介業、生命保険募集およびその仲介業</u></p> <p><u>9. 古物売買業</u></p> <p><u>10. 情報処理に関連する各種データの<input data-bbox="917 1568 965 1601" type="text"/>入力およびそれに伴う事務処理サービス</u></p> <p><u>11. 物品賃貸業</u></p> <p><u>12. 広告の企画および制作ならびに広告代理店業</u></p> <p><u>13. 有価証券の運用、投資、売買、保有</u></p> <p><u>14. 前各号に関するコンサルティング業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>(2) ~ (5) (条文省略)</p> <p>第3条~第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を 発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)、新株予 約権原簿および株券喪失登録簿の 作成ならびに備置きその他の株主 名簿、新株予約権原簿および株券 喪失登録簿に関する事務は株主名 簿管理人に委託し、当社におい てはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 <u>当社の株式に関する取扱い および手数料は、法令または本 定款のほか、取締役会において 定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会 第11条~第13条 (条文省略)</p>	<p>(2) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>第3条~第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社の株主名簿および新株予 約権原簿の作成ならびにこれらの 備置きその他の株主名簿および新 株予約権原簿に関する事務は、株 主名簿管理人に委託し、当社に おいてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 <u>当社の株式に関する取扱い は、法令または本定款のほか、取 締役会において定める株式取扱規 程による。</u></p> <p>第3章 株主総会 第10条~第12条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第15条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第14条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>